

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の 作成に向けた作業開始について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

基本方針、分野別運用方針及び関係省令

1 基本方針

入管法及び育成就労法に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の運用の基本的事項について定めるもの

2 分野別運用方針

入管法及び育成就労法に基づき、かつ、基本方針にのっとり、各分野ごとに特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する事項について定めるもの

3 関係法令

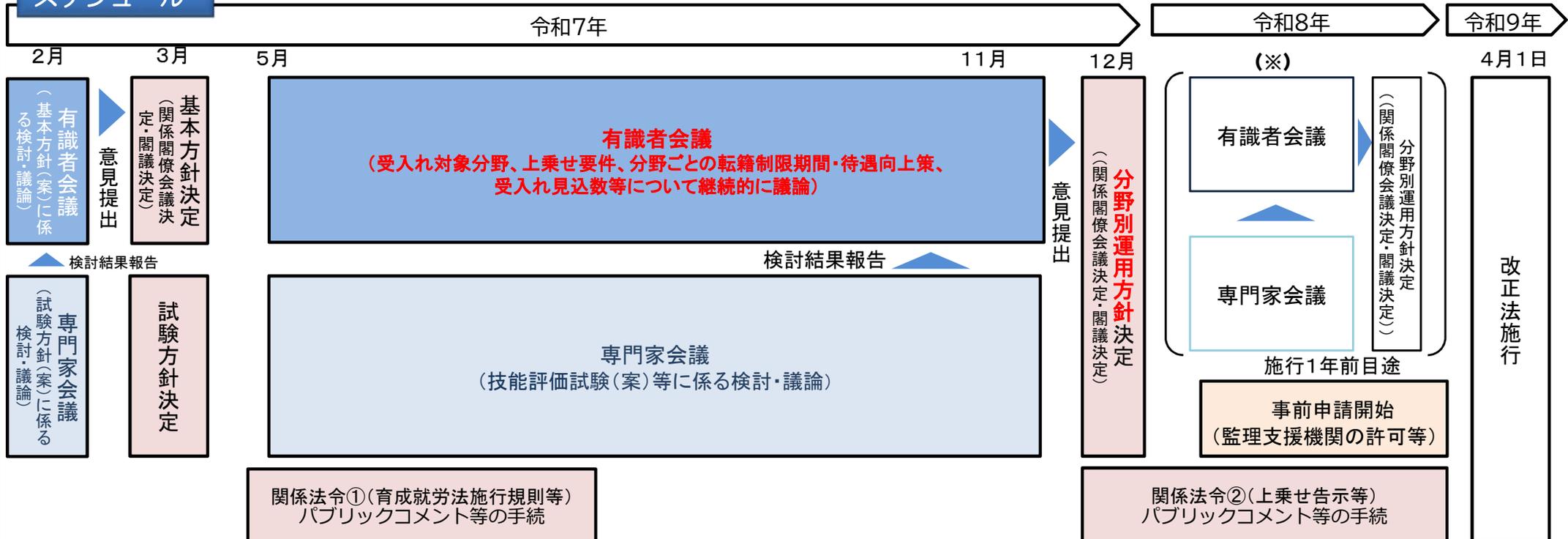
① 育成就労法施行規則等

入管法及び育成就労法からの委任により同法の詳細な内容（育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可基準等）について定めるもの

② 上乗せ告示等

分野の特性に応じて上乗せ要件等を定めようとする特定の分野及び当該上乗せ要件等を定めるもの（分野別運用方針を踏まえて令和7年12月頃から必要な告示等を整備していく予定）

スケジュール



※ 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

1 特定産業分野及び育成就労産業分野

- 2 人材の不足の状況
 - (1) 外国人受入れの趣旨・目的
 - (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - (3) 受入れの必要性
 - (4) 受入れ見込数**
- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等
- 4 その他重要事項
 - (1) キャリア形成に関する事項
 - (2) 治安への影響を踏まえて講じる措置
 - (3) 大都市圏に過度に集中しないための措置

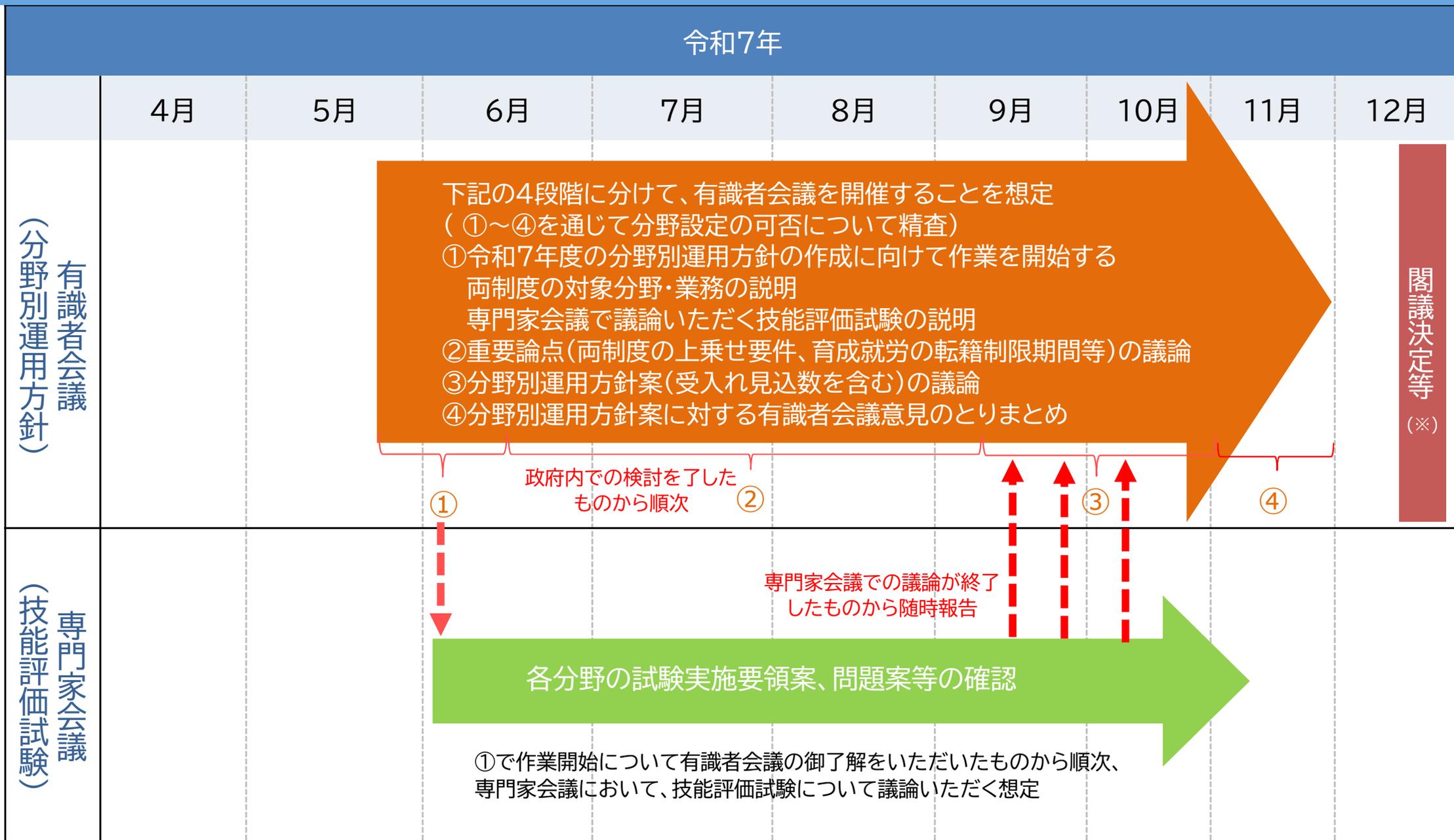
第2 特定技能制度に関する事項

- 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 1号特定技能外国人
 - ア 技能水準(試験区分)
 - イ 日本語能力水準
 - (2) 2号特定技能外国人
 - ア 技能水準(試験区分及び実務経験)
 - イ 日本語能力水準
- 2 その他重要事項
 - (1) 特定技能外国人が従事する業務
 - (2) 特定技能外国人の雇用形態
 - (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等**

第3 育成就労制度に関する事項

- 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
 - (2) 育成就労開始後1年経過時までに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
- 2 育成に関する事項
 - (1) 技能の育成
 - (2) 日本語能力の育成
- 3 本人意向転籍に関する事項
 - (1) 本人意向転籍において求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (2) 転籍制限期間及びその理由**
 - (3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策**
- 4 その他重要事項
 - (1) 育成就労外国人が従事する業務
 - (2) 育成就労外国人の雇用形態
 - (3) 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等**

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の決定までの有識者会議及び専門家会議のスケジュール（案）について



※ 分野別運用方針の閣議決定は、必要に応じて令和8年度中にも実施を想定

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について①

【対象分野（案）】

両制度における外国人受入れの基本的な考え方・受入れ対象分野の定義（基本方針）

【特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方】（基本方針第一の1）

外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお**当該分野における人手不足が深刻**であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う

【特定産業分野及び育成就労産業分野の定義】（基本方針第二の1（1）、2（1））

- 特定産業分野：**人材を確保することが困難な状況にあるため**外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野
- 育成就労産業分野：**特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当**である分野

両制度の対象分野イメージ（案）

特定産業分野：19分野（P）（※1・2）

育成就労産業分野：17分野（P）（※1・2）

※3

特定産業分野の概要（案）

	既存分野	
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野（※4）	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野

既存分野のうち新たな業務区分等の追加を検討中である分野		
新たに追加を検討中である分野（※5）		
工業製品製造業分野	鉄道分野	
航空分野	飲食料品製造業分野（※4）	
リネンサプライ分野	物流倉庫分野	資源循環分野

※1 特定産業分野について、政府として、深刻な人手不足の状況にあることを客観的指標（有効求人倍率）により確認

※2 有識者会議や専門家会議等の議論の過程で、**一定の専門性・技能を要する業務であることの確認（技能水準の設定、試験の作成等）等を行うが、当該整理ができない分野は、継続検討として対象分野等の追加等が令和8年度以降に先送りとなること**などがある

※3 自動車運送業分野（業務に従事するに当たり、我が国の法令に基づく普通自動車運転免許等の取得が前提となっているもの）、航空分野

※4 自動車整備分野については、業務区分を「自動車整備業務区分」と「車体整備業務区分（仮称）」の2区分に切り分けることを検討中

飲食料品製造業分野については、業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分け、前者について対象の産業を追加することを検討中

※5 **新たな分野の追加や業務区分等の追加については、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中**

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※2)	有効求人倍率 (※3)
厚生労働省	介護	1	・介護	4.32
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング	2.43
	リネンサプライ(P)	1(P)	・リネンサプライ(P)	4.30
経済産業省	工業製品製造業 (※4)	10 → 18(P)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造(P) ・プレハブ製造(P) ・家具製造(P) ・定形耐火物製造(P) ・不定形耐火物製造(P) ・生コンクリート製造(P) ・ゴム製品製造(P) ・かばん製造(P)	2.85
国土交通省	建設	3	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	5.48
	造船・船用工業	3	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	4.63
	自動車整備	1 → 2(P) (※5)	・自動車整備 ・車体整備(P)	5.29
	航空	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備	4.50
	宿泊	1	・宿泊	4.83
	自動車運送業	3	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者	3.13
	鉄道	5 → 6(P)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃(P)	3.66
	物流倉庫(P)	1(P)	・物流倉庫(P)	1.92

※1 グレー字は、新規追加することについて**業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中**の分野・業務区分

※2 緑字は、既存の業務区分の中で業務を追加することについて**業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中**の業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※3 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※4 工業製品製造業分野の既存の業務区分については、対象の産業に15産業を追加すること等を検討中

※5 自動車整備分野については、1つの業務区分を「自動車整備」と「車体整備」の2区分に切り分けることを検討中

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②

【受入れ対象分野概要（案）】

所管	分野 (※1)	業務区分数	業務区分 (※1)	有効求人倍率 (※2)
農 林 水 産 省	農業	2	・耕種農業全般 ・畜産農業全般	2.01
	漁業	2	・漁業 ・養殖業	2.15
	飲食料品製造業	1 → 2(P) (※3)	・飲食料品製造業(※4) ・水産加工業(P)	2.98
	外食業	1	・外食業	4.28
	林業	1	・林業	2.41
	木材産業	1	・木材産業	2.73
環境省	資源循環(P)	1(P)	・廃棄物処分量(中間処理)(P)	3.06

※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分

「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

※2 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度（令和5年度）時点において算出した有効求人倍率

※3 飲食料品製造業分野については、1つの業務区分を「飲食料品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分けることを検討中

※4 飲食料品製造業業務区分については、対象の産業に1産業を追加することを検討中